

平成23年8月1日より

雇用継続給付の支給限度額が変更になります。

1. 高年齢雇用継続給付

◆登録賃金月額（60歳到達時）の上限額		
変更前		8月1日以後
436,200円	⇒⇒⇒⇒⇒	451,800円
◆登録賃金月額（60歳到達時）の下限額		
変更前		8月1日以後
60,000円	⇒⇒⇒⇒⇒	69,900円
◆支給限度額（賃金額＋給付額）		
変更前		8月1日以後
327,486円	⇒⇒⇒⇒⇒	344,209円
◆支給最低限度額		
変更前		8月1日以後
1,600円	⇒⇒⇒⇒⇒	1,864円

※給付金の額が、この最低限度額を超えない場合は、不支給となります。

2. 育児休業給付

◆登録賃金月額上限額		
変更前		8月1日以後
409,500円	⇒⇒⇒⇒⇒	430,200円
◆支給限度額（登録賃金月額上限額の50%）		
変更前		8月1日以後
204,750円	⇒⇒⇒⇒⇒	215,100円

3. 介護休業給付

◆登録賃金月額上限額		
変更前		8月1日以後
409,500円	⇒⇒⇒⇒⇒	430,200円
◆支給限度額（登録賃金月額上限額の40%）		
変更前		8月1日以後
163,800円	⇒⇒⇒⇒⇒	172,080円

詳しいお問い合わせは、ハローワーク（公共職業安定所）まで